

令和2年第12回東京都北区教育委員会定例会

会議月日	令和2年12月9日(水)午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	教育長 清正浩靖	委員 本間正江	
	委員 名島啓太	委員 齋藤邦彦	
	委員 阿良田由紀	委員 長谷川みどり	
事務局職員	教育振興部長	教育政策課長 (東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当副参事)	
	学校改築施設管理課長	学校支援課長	
	生涯学習・学校地域連携課長	教育指導課長	
	教育総合相談センター所長	飛鳥山博物館	
	子ども未来部長	子ども未来部参事(子ども未来課長)	
	子ども環境応援担当課長	子どもわくわく課長	
	保育課長	子ども家庭支援センター所長	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提案内容	結果
1	64号	地方自治法第180条の2の規定に基づく協議について	承認
2	65号	東京都北区立赤羽台保育園の指定管理者の指定について	承認
3	66号	東京都北区立東十条保育園の指定管理者の指定について	承認
4	67号	東京都北区立王子北保育園の指定管理者の指定について	承認
追加日程1	68号	令和2年度東京都北区一般会計補正予算(第6号)に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について	承認

日程	報告事項	報告内容	結果
5	77号	後援・共催事業に関する報告	了承

令和2年第12回東京都北区教育委員会定例会会議録

令和2年12月9日(水) 13:30

清正教育長

それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより令和2年第12回北区教育委員会定例会を開会いたします。

初めに、長谷川委員が教育委員に就任されたことに伴いまして、教育委員会における各委員の議席を改めて定める必要があります。この議席につきましては、東京都北区教育委員会会議規則第5条において、委員の議席は教育長が会議に諮って定め、氏名票を付すると定められています。

つきましては、ただいまご着席いただいている席を各委員の議席としたいと思っておりますけれども、ご異議ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、現在ご着席いただいている席を各委員の議席とさせていただきます。

次に、日程第1、第64号議案「地方自治法第180条の2の規定に基づく協議について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、お手元、第64号議案でございます。お示しの協議の議案でございます。

1枚おめくりください。区長の権限に属する事務の一部を委員会委任し、または委員会の事務を補助する職員に補助執行させることに関わる事項についての協議の申入れを受けているところでございます。

記書きの一部改正でございます。委任は権限を受任者である教育委員会に移すというもの、それから補助執行につきましては、権限を区長に残しまして、事務のみ教育委員会事務局職員に執行させるというものでございます。

1枚おめくりください。こちらの通達、新旧対照表でございます。右側が現行のところ、下線部でございますけれども、こちら事案の専決という内容の3のところのこの傍線の部分、下線部の部分、これが左側、同じ下線がございますけれども、こちらの別表に置き換えるというような改正でございます。

すみません、その下に区長の規則公布分を添付してございます。また、第64号議案参考資料②を用いて説明させていただきます。

消費税の引上げ、あるいは労務費用の上昇に伴う価格の上昇、効率的・能率的な事務執行、以上のような背景、状況を踏まえまして、課長、所長、または学校長を専決者とする契約における支出負担行為範囲の一部、この専決区分の金額を引き上げるというも

のでございます。

改正概要、下に表がございますけれども、課におきましては、課長あるいは所長におきましては、現行契約の目的4種類を掲げてございます。いずれも30万円以下であったもの、こちらを改正後の右側の金額に引き上げる。また、学校長でございますが、学校長の場合は30万円以下、一律ではなく内容によりましてお示しのとおり40万円以下、物品購入は50万円以下においては学校長が契約しておりましたが、この金額を引き上げるといふものでございます。この金額まで主管課契約、あるいは学校長契約とすることができるというものでございまして、履行の検査も原則して同様にこの金額までの内容であれば、主管課あるいは学校長で行うこととなります。なお幼稚園、こども園につきましては、契約に関わる事務は学校支援課が行ってございますので、幼稚園・こども園につきましては、今までは30万円以下のものが、課と同様お示しの改正後の金額になるというものでございます。いずれにつきましても、課長も所長も学校も、右側の改正後の金額となるというものでございます。

施行日につきましては、年明け1月1日を予定してございます。

なお、こちらの改正後の金額の範囲内で30万円を超える予定価格の案件につきましては、これは適正性の確保の観点から、引き続き2者以上の見積り合わせが必要になります。この金額、工事または製造の請負130万円、例えばこれを超えるということになりますと、競争入札の対象となるというものでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。本件に対し、特に反対意見はないようですので、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定させていただきます。

次に、日程第2、第65号議案「東京都北区立赤羽台保育園の指定管理者の指定について」日程第3、第66号議案「東京都北区立東十条保育園の指定管理者の指定について」及び日程第4、第67号議案「東京都北区立王子北保育園の指定管理者の指定について」を一括して議題に供します。事務局から説明をお願いします。

保育課長

教育長

清正教育長

保育課長

保育課長

私からは日程第2、第65号議案から日程第5、第67号まで一括してご説明させていただきます。

各議案につきましては、区立保育園の指定管理者を指定するものでございまして、先

日11月9日開催の教育委員会定例会において、ご審議をいただきまして、先日程行われました第4回北区議会定例会におきまして、議決を頂いたものですが、改めて教育委員会のご承認をお願いするものでございます。

初めに、第65号議案、1枚おめぐりいただきまして、区立赤羽台保育園の指定管理者を、社会福祉法人茂原高師保育園に指定するものでございます。

続きまして、第66号議案、区立東十条保育園の指定管理者を社会福祉法人育成会に、第67号議案、区立王子北保育園の指定管理者を社会福祉法人三社会にそれぞれ指定するものでございます。

指定期間につきましては、いずれも令和3年4月から令和8年3月までの5か年としてございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

清正教育長

ありがとうございました。3件の議案につきまして、ご質疑またご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。本件に対し、特に反対意見はないようですので、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定いたします。

ここで「令和2年度東京都北区一般会計補正予算(第6号)に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」の議案を日程に追加したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないものと認め、本日の日程に追加します。

それでは、追加日程第1、第68号議案「令和2年度東京都北区一般会計補正予算(第6号)に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

子ども未来課長

教育長

清正教育長

子ども未来課長

子ども未来
課長

それでは68号議案について、ご説明をいたします。

本件に関しましては、既に報道等を通じてご案内のところかもしれませんが、国が閣議決定において、児童扶養手当を受けるひとり親世帯に対して、追加の給付金を年内にその世帯の手元に届くよう、指示が来ているところでございます。それを踏まえまして、北区といたしましては、速やかに臨時の予算を組みまして、これを年内に処理できるようにしようということで、そのための予算の計上ということでございます。

説明資料をご覧ください。説明資料で歳入と歳出と上段、下段で分けてお示しをさせていただいておりますが、今回計上いたします予算は1億4,247万円ということで、これが全額後日国庫支出金で歳入となって、区はそれに見合う歳出予算を計上して、年内の執行を目指すところでございます。

本議案につきましては、早ければ週明け、北区の議会に臨時会の開催をお願いしまして、ご承認いただいたあと、執行に移る予定でございます。

なお、今回の再給付でございますけれども、基本的には国から指示が来ておりますのは、6月の時点で児童扶養手当の支給対象者になっている方に対して、既に夏に一度1世帯当たり5万円、それから子ども1人につき2子以上で子どもの数に応じて3万円を加算するという給付をしております。それをもう一度年内に同じ形の給付をその口座データを活用して速やかに行ってほしいというのが、国からの指示でございますので、そのことを踏まえまして、これから事務手続等の準備を始めたいと考えているところでございます。

ご説明については、以上でございます。

清正教育長

本件につきまして、ご質疑またご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。本件に対し、特に反対意見はないようですので、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、第68号議案は原案どおり承認することに決定いたします。

次に、報告事項に移ります。日程第5、報告第77号「後援・共催事業に関する報告」について、事務局から説明をお願いします。

教育政策課
長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課
長

それでは、報告第77号、後援・共催に関する報告でございます。
記書きの1でございますけれども、名義使用を承認した旨の報告でございます。今回
1件でございます。
事業名「春を呼ぶクラシックの夕べ 第15弾」主催者が東京ASUKA音楽事務所
代表でございます。
2ページに3件、事業実績報告をお示ししてございます。
報告は以上でございます。

清正教育長

説明、ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見ございませ
うでしょうか。よろしいでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。
本件に関する報告は終了とさせていただきます。
以上で本日の日程全てを終了いたしました。
これもちまして、令和2年第12回教育委員会定例会を閉会させていただきます。